

議員全員協議会会議録

平成29年5月31日

宮古市議会

平成29年5月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(5月31日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
閉 会	9

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成29年5月31日(水曜日) 午前10時30分
場 所 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

(1) 国民健康保険税の軽減判定誤りによる誤課税について

出席議員（23名）

1番	今村正君	2番	小島直也君
4番	佐々木清明君	5番	白石雅一君
6番	鳥居晋君	7番	中島清吾君
8番	伊藤清君	11番	佐々木重勝君
12番	須賀原千エ子君	13番	高橋秀正君
14番	橋本久夫君	15番	古舘章秀君
16番	工藤小百合君	17番	坂本悦夫君
18番	長門孝則君	19番	佐々木勝君
20番	落合久三君	21番	竹花邦彦君
23番	坂下正明君	25番	藤原光昭君
26番	田中尚君	27番	加藤俊郎君
28番	前川昌登君		

欠席議員（0名）

なし

説明のための出席者

説明事項（1）

総務部長	滝澤肇君	市民生活部長	岩田直司君
税務課長	山崎忠弘君	総合窓口課長	大森裕君
税務課副主幹兼市民税係長	佐々木則夫君	総合窓口課副主幹兼国民健康保険係長	西村泰弘君

議会事務局出席者

事務局長	野崎仁也	次長	佐々木純子
主査	高村学		

開 会

午前10時30分 開会

- 議長（前川昌登君） ただいまから議員全員協議会を開会します。
ただいままでの出席は23名でございます。会議は成立しております。

○

説明事項（1） 国民健康保険税の軽減判定誤りによる誤課税について

- 議長（前川昌登君） それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

説明事項の1、国民健康保険税の軽減判定誤りによる誤課税についてを説明願います。

滝澤総務部長。

- 総務部長（滝澤肇君） おはようございます。国民健康保険税の軽減判定誤りによる誤課税について説明申し上げます。

国保税の電算処理システムにつきまして、軽減判定所得の計算に誤りがありまして、一部の被保険者につきまして、保険税の過大又は過少徴収がございました。これは国から提供を受けました、誤った判定基準を使用いたしまして、システムを運用していたことによるものでありまして、全国的なものでございます。

岩手県内の全ての市町村において同様の状況となっているものと思われまして、こういった状況につきまして、参考資料といたしまして本日の岩手日報の記事を配布いたしておりますので、ご参照いただければと思います。

ご迷惑をおかけいたしました被保険者を始め、関係する方々にお詫びを申し上げますとともに再発防止に向けて、県を始めとした関係機関と協力しながら正確なシステムの構築・運営に努めてまいりたいというふうに考えております。大変申し訳ございませんでした。

この後、これまでに至る経緯、原因、更正処理の内容、今後の具体的な対応等の詳細につきまして、税務課長から説明を申し上げます。

- 議長（前川昌登君） 山崎税務課長。

- 税務課長（山崎忠弘君） おはようございます。それでは私の方からは経緯等につきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお開き願います。1の経緯でございます。厚生労働省は平成28年12月27日に後期高齢者医療広域連合で使用しておりました電算処理システムにおきまして設計上の誤りがあり、その結果、全国的に後期高齢者医療保険料の過大、過少徴収が発生していることを公表いたしました。

国民健康保険税は、市町村ごとの電算処理システムで算定しておりますが、軽減判定の基準につきましては後期高齢者医療制度と同じであることから、同様の事象がないか確認を行ったところ、本市の国民健康保険税の電算処理システムにおきましても軽減判定に誤りがあることが判明いたしました。

2の原因でございます。軽減判定所得の計算にあたり、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した青色事業専従者給与を含まない繰越損失額を用いる必要があるところを、システムの設計上の誤りによりまして、確定申告上の青色事業専従者給与を含む繰越損失額を用いて計算をしたものでございます。

3の件数及び影響額でございます。当市の課税資料につきましては、平成22年度課税分からのものが保管されております。そのことから、平成22年度からの7年間の合計で増額は45件で158万9,300円となります。また、減額につきましては、60件で223万2,900円となります。なお、このデータは平成29年5月31日現在で把握してお

ります算定方式で算定をしておりますことから、見込みの額でございます。今後、国から算定方式等が示された場合には、変更が生じることがございます。

2ページをお開き願います。4の更正処理につきましては、地方税法第17条の5の規定に基づきまして、追加徴収は3年分、還付は5年分を行います。ちなみに追加徴収額は3年分で19件46万5,000円でございます。また、還付額は5年分で49件177万9,400円でございます。

次に5の今後の対応につきましては、国民健康保険税の還付または追加徴収の対象となる被保険者に対しまして、心からお詫びをいたしますとともに、徴収が過大となっている被保険者に対しましては速やかに還付を行い、徴収が過少となっている被保険者に対しましては、個々の事情を伺いながら丁寧に説明した上で本来の保険税を納付していただきたいと思っております。

また、今後のシステム設計にあたりましては、複数の担当者によるチェック体制を徹底いたしまして、正確な算出・課税を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について何かご質疑があれば挙手願います。

田中議員。

○26番（田中 尚君） 今回は国民健康保険税の課税上の誤りを報告いただいたわけではありますが、この報告の中に実は昨年の12月に後期高齢者の保険の方でも生じていたということではありますが、同様のシステムが原因でこういう過ちが生じたとする、このときの後期高齢者の保険の関係ですね。これはちょっと説明をもしかしたら頂いたと思うのですが、改めてどの様な状況だったのか最初に伺います。

○議長（前川昌登君） 大森総合窓口課長。

○総合窓口課長（大森 裕君） 今、後期高齢と言うご説明を申し上げたのですが、昨年の12月に厚生労働省の方で記者会見をして発表したものですが、後期高齢者は全国統一のシステムで運用しております。厚生労働省が国保中央会に委託して造ったシステムで運用しております、その中に今回説明した青色申告した人の計算の方法が間違っていたということございまして、厚生労働省の方で記者会見したということでございます。

宮古市の状況なのですが、徴収になった方が11件で32万3,000円、還付になった方が9件で16万4,800円ということでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 報告を頂いております、いわばこれが電算処理システム上の原因でこの様な問題が生じた、そういうような報告に受け取るわけなんです、それに間違いないですか。つまり入力、いわば用意されたシステム。尚且つ、システムを使った入力ミスということが普通あるわけなんですけれども。

今回は、あくまでも電算処理システム上の、制度上の不備が原因で。したがって今日の岩手日報の報道にありますように、ほとんどの自治体が過ちを犯しているということなんです。そういう意味では、職員が二重にチェックするとか。それはあまり意味がないのかなと思って聞いているんですね。したがって、そのような理解の確認のため聞いています。

○議長（前川昌登君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎忠弘君） それではお答えいたします。今のご質問につきましては職員の誤りではなく、システムの設計が誤っていたということでございます。確かに職員が二重にチェックしてもなかなか難しいというのはその通りでございますけれども、委託をしておりますので我々の方でも最終的なものの責任はございますので、そこを最終的にチェックしてまいりたいということでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 参考までに伺いますが、国保の課税算定システムの委託先は多分同じだと思うんですが、同じような過ちが生じているということは、宮古市の場合には、この間支払った委託費はいくらになりますか。

○議長（前川昌登君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎忠弘君） 今その部分だけの金額は計算しております。住民情報システムということにつきましては、月額で1,100万円程支払っております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 冒頭の説明ですと課税算定上のミスが生じて、尚且つ、還付あるいは徴収する場合には、地方税法上のしぼりがあるって、5年、3年という期間があると。したがって、それに対応してやっていきたいと、こういう説明でありますね。

しかしですよ、過ちは過ち。つまり徴収を少なく頂いた方と、多く取り過ぎた方の是正をどうするかとなったときに、一方においては税法上の制限で、自治体とすれば5年3年という期限を超えて実施するのは困難だという説明に伺うわけでありまして。でもこういう場合、私は一般市民の感覚で考えますと、間違いがあった場合には、是正するというのは当たり前の話なんです。

今回の件は、課税と言うかたちをとっておりますけれども、原因が電算システムによるものだと。したがってそれは、優秀な職員であれ、採用されたばかりの職員であれ、このシステムを使った以上は、こういう過ちが生ずるものとすれば、この誤りの賠償という大げさではありますが、いわば損害補償。これは、受託した業者にあるのではないかと。また、自治体として当然求めるべきだと私はそう思うのですが、そこは内部ではどのような検討になっていますか。

○議長（前川昌登君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎忠弘君） お答えいたします。契約書で結んでおりますのは、委託業者の方に責任がある場合には、そういうこともあると思うのですが。今回の場合には、業者とともに市の方でも最終確認の部分での間違い等があるのではないかとということ、お互いに協議して決めていかなければならないものではないかと。ただ、それが全国的なものなので、その対応はちょっと今後考えて行かなければならないのかなと思っております。

○議長（前川昌登君） 滝澤総務部長。

○総務部長（滝澤 肇君） 今の税務課長の答弁に捕捉させていただきます。

そもそも、システム構築の過程の中で業者が間違ったということであれば、田中議員がおっしゃったような方策がとれる場合もあろうかと思っておりますけれども、そもそも、国から提供していただいた情報そのものに誤りがあったということでございますので、システム構築の誤りではないので、なかなかその責任を問うというのは難しいのではないかとこのように考えます。ですので、今回にしましては委託先に責任を問うというのは、遣り難いと考えております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 冒頭の皆さんの説明が、あくまでもシステムの算定における入力も含めて、システム上のミスが原因だとおっしゃったから、そういうふうに言ったわけです。今聞いたならばそうではない。むしろ国が情報提供する内容に誤りがあったということであれば、これは話が違うわけで。冒頭の説明と全く違ってきます。そうであれば、厚生労働省に責任を求めるべきであります。簡単な話です。システムのソフト会社に、

そういうことが原因だとすれば宮古市だけではなくて、県内の同様に被害を受けた自治体がこぞって厚生労働省に何とかしてくださいと。特殊なケースだと思うんですね。

そういった意味では、地方税法上の5年3年という期間をどうするのかということも、ここは余地がある。決して国の方の決めた税法上の期限で、例えば本来納めるべきものを免除したり、返すべきものを返さなかったりという状況が生じないようにすべきだというのが、私が言いたい部分ですので。それは宮古市だけでは困難ですけれども。下手したら全国に広がるんじゃないですか。それはどうですか。

○議長（前川昌登君） 岩田市民生活部長。

○市民生活部長（岩田直司君） この問題は全国的な問題でして、今田中議員がおっしゃったように。全国に何件のシステム開発会社があるか分かりませんが、全国の業者が同じようなシステムを造っていたということで。一部の専門家では法令が誤解されるような作りだったのではないかとことを指摘している方もいますが、地方分権法の関係でモデル条例というのを国が示していますが、それを、それぞれの自治体でつくる責任は、自治体の責任です。

なかなか国とすれば技術的助言はしたんだけど、それは自治体の責任ですよということで。ちょっとここは、厚生労働省と各自治体、都道府県も含めてやり取りが続いている状況なので、今の発言の趣旨は受け止めて、その部分については協議したいと思っています。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 田中議員が指摘したように、私も正確にどこに原因があったのか。先ほど来聞いていると、国が示した電算システムの方向性が誤っていたということなのか、国が正しい方向性を示していたのだけれども、市町村自治体や電算システムを構築している委託業者が設計ミスということなのか。その正確な部分を私もしっかりしておかなければと手を挙げたところ、国の方の責任が大きな要因になっているということがはっきりとしたとすれば、私も田中議員と同様にここは結果として自治体の税収等を見ると減っているわけですよ。したがって、そこはしっかりと国にそういった補填も含めて声を上げるべきだと思っております。

そこで、現実問題としてここに影響額が書いてありますが、そのプラスマイナス。本来宮古市が、設計が正しく動いていたとすれば、徴収すべき金額がいくらで還付すべき金額がいくらこうなっているわけですが、そのプラスマイナスと併せて現実問題として、宮古市が被る損失額と言うのはどの様に判断すればいいですか。私が言っているのは22年度以降の分について、いったいどれくらいの金額になりますか。単純に減額223万2,900円、増額は158万9,300円となっていますけれども、単純にこれを差し引いた金額ではないと思うんですよ。つまり、分かりますか。

いずれ影響額については、市に入るべき金額はいくらで、還付をする額はいくらで、結果として宮古市が被った損失額という言い方が正しいかどうかは分かりませんが、どのくらいですか。

○議長（前川昌登君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎忠弘君） お答えいたします。追加徴収が158万9,300円、還付が223万2,900円というふうに考えております。

〔「違うでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 先ほど私なりに計算してみたのですが。

それは地方税法上の追加徴収する場合は3年。還付するのは5年となっているわけですが、要するに今日の

1 ページの3 番を見ると、22年度まで遡るということなのでしょう、結果的に。ただし、そのうち還付をする部分は5 年分しか還付できませんよ、頂くのは3 年分ですよ。こうなっているわけですが、結果として22年度以降、この設計システムの誤りによって影響が出ているということなのでしょう。

そうだとすれば、1 ページの下に合計額として追加徴収分が158万9,300円ありますよ。しかし、このうち追加徴収する分は3 年分で46万5,000円ですよ、こうなっているわけですよ。そうすると、本来頂くべきものが112万円くらい減っているということでしょう。一方、間違っただけで還付するものが合計で60件、223万2,900円。しかし5 年還付でいうと177万9,400円ですから45万円くらいが市から手出しをして還付をしなければならぬということになりますから、併せていくと170万円くらいの、要するに入ってくるべきものと還付する分の差額が160万円から170万円くらいの収入が宮古市とすれば、入るべきものが入らなくなるということになるのではないかというふうに思うんですね。私の計算が正しければですけども。そうだとすれば、これくらいの市の歳入といえますか、国保税の関係でいいますと収入が結果的にはこれくらい設計ミスによって入るべきものが入っていないということになる。

この金額が大きい小さいかという問題はあるかもしれませんが、いずれにしても国が電算システムを構築するにあたって、誤った情報で、そのシステム構築がなされて、しかも全国的にということですから、間違いなく国の方向性が、これは岩手県だけではなくて、アイシーエス等の電算設計を委託する業者が間違っただけで設計をしていないということであればですよ。非常に全国的にも結構な金額になってくる。しかも先ほど言ったように、確かに地方税法上5 年3 年という還付なり追加徴収するなどしても、このシステムによって22年度から7 年間分の影響が出ているわけですから。そういうことからすれば、きちんと田中議員が言ったように厚生労働省に対して、この分の補てんを国の方ではすべきだということは、しっかりとやっていく必要があるのではないかというふうに思いますので、ここは県内の市町村あるいは全国市長会等とも歩調を合わせながら、そういうことはしっかりとやっていくべきものというふうに思いますので、さっき岩田部長の方からは、これは地方分権、地方自治の関係で、それは国が誤った指導をしても地方にも責任があるのではないですかと、こんなふざけた話をしているようでもありますけれども、じゃ何のために厚生労働省は12月に自ら記者会見をして誤りがありましたと、こう言っているのだということになり得るわけですから、非常に国とすれば、そういうことを理由にして我が方には責任がありませんと、こういうふうに言うのかもしれませんが、しっかりここは全国的にも今後については国の責任のあり方も追及しながら、結果として影響が出た分については、国も何らかのかたちで補てんをするということは求めていくべきだろうというふうに思いますので、対処をお願いしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 一つは質問です。今の議論と関連して、この還付すべきもの合計で220万円ですが、5 年分のために実際に還付する額は177万円と。今の議論と関連するのですが、この還付する5 年分の177万円の財源はどこから持ってくるのですか。この国保会計の中で処理するのか、一般会計から繰入れて処理するのか。以前、何年前だったか忘れましたが、同じような設計ミスがあつて還付をするときには、一般会計から繰入れをして処理したというふうに記憶しているのですが、今回はどうでしょう。

○議長（前川昌登君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎忠弘君） お答えいたします。国保会計から還付をいたしたいと思っております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） それはなぜですか。なぜですかって言うのは、国民健康保険会計と言う特別会計は、被保険者からの保険税を徴収することで成り立っているという意味で、特別会計なわけですよ。なぜ、被保険者から集めた保険税で責任がないのに、そこから拠出するのかという今の議論の裏返しになるのですが。ちょっとそれはいかなものかなというふうには私は素朴に思うのですが違うでしょうか。その判断はもう経営会議では、そういう判断をしたということでしょうか。

○議長（前川昌登君） 滝澤総務部長。

○総務部長（滝澤 肇君） 経営会議での判断ということではございませんで、これは内部的な意思決定のもとに行っているというものでございます。それから我々の考え方ですと、そもそも税そのものに誤りがあったという、結果としてですよ、税そのものに誤りがあったことの修正をするということの行為の結果であるというふうに考えておりますので、国保会計の中でやり取りをしたいということでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） さっきの議論に戻るなのでこれ以上は言いませんが、国に責任があるのだから国はちゃんと国庫支出金に何らかの理由を付けて、ちゃんとやるべきだというのが私の意見なんです。そこは岩田部長が言うような地方にも責任がないわけじゃないでしょうと言われれば、そうかなというふうにもちょっと思うのですが、言いたいのは被保険者に何にも責任がないのに、そこに事実上財源を充てるというのは、やっぱり私は喋るんだったらそこも含めてちゃんと説明しないと、問題になるんじゃないですか。

〔「違うよ、課税事務の問題だから」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 滝澤総務部長。

○総務部長（滝澤 肇君） ちょっと言葉が足りなかったと思います。申し訳ございません。

我々とする対処の仕方としては、そのようにします。ただし、原因が国からの情報の間違いであるということで、それはそれとして是正を求めていく。その中で例えば、どういうふうな対応を求めるかについては一市町村の判断ではなくて、県も含めて全国的な話ですので、どういった方策があるのかも検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） はい、やめます。最後、一つだけ。

この1ページの2の原因。何回読んでも分からないので、ここを聞いて終わりますが、原因は要するに青色申告による純損失の繰越控除を行う場合には、本来は青色専従者給与を含まないで計算すべきなんだと。ところが、それを含めて、要するに控除してやったために、こういうことが起きたということは、別の言い方をすると、ちょっと数字は適当ですが100万円に対して課税すべきものを100万円から青色専従者給与を控除すると、その専従者が例えば50万円給与を貰っていたと。100万円から50万円引いて、残った50万円に課税したためにと。いうふうに理解できるんですね。本来は、含めないで課税すべきものを含めたためにと。いうことは、課税対象金額が減った状態で課税したというふうに、ここは読み取れるんですが。そうだとすると、何で減額の方が多のかなという疑問があったので、そこだけちょっと聞いてやめます。

○議長（前川昌登君） 岩田市民生活部長。

○市民生活部長（岩田直司君） 今回の誤りは青色専従者給与を控除して軽減判定をしています。

軽減判定をするときに、国保の6割、4割の軽減判定をするときに青色専従者給与を含めて軽減判定をしてしまったということで、本来の国保税の所得割の課税のところまで上がっているということではない。あくまで

軽減判定の仕方が誤っていたということです。

○議長（前川昌登君） 白石議員。

○5番（白石雅一君） 今後の対応の分についてお伺いしたいのですが、当然今は間違ったシステムということなので、システム改修を今後行う予定があると思うのですが、それに対して費用等は大体どれくらいかかる予定になっているのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎忠弘君） お答えいたします。実はその計算方法について、国の方に照会をしておりました。その回答が来てから費用の算出を進めてまいりたいと思っていました。

○議長（前川昌登君） 白石議員。

○5番（白石雅一君） それは市が負担することになるのですか。

○議長（前川昌登君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎忠弘君） お答えいたします。国からの回答を待ちながら当面は市の方で負担してから、その後は全国的な対応を見ながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（前川昌登君） 古館議員。

○15番（古館章秀君） 2の今後の対応の部分の最後の段なんです、「今後のシステム設計に当たっては、複数の担当者によるチェック体制を徹底し、正確な算出・課税を行う。」とあり、これは難しいという話もあります。

ただ、先ほど来お話ししているとおり、課税は自治体の責任でありますので。これは、誰これをいうものではなくて、やはり地方税法に則ってチェックするのであれば、課税台帳が出てきたときに10分の4、10分の6を算出して、それぞれの所得者に基づいて、職員の皆さんが手計算でチェックすると。これがごく当たり前のことで、電算の責任というよりも、やはりその辺は職員の方々为抓手と地方税法を学んで、チェックするのがそちらの方。その後に納付書を発行するのが本来の責務だと思いますので、もう一度その辺、このような対応をして行くというのは。

大体システムが間違っているのをどうやって皆さんがチェックできるのか。やはり原点に帰って地方税法の課税というものを勉強して、今後チェックしていくと。やはり納付書を発行する前に、その部分はチェックしていくべきであると、私はそのように思いますので、今後そのように対応していただくということを指摘して終わりたいと思います。

○議長（前川昌登君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件はこれで終わります。説明員は退席願います。

その他ですが、皆さまから何かございますか。事務局から報告事項があるそうです。

佐々木次長。

○次長（佐々木純子君） それでは事務局から一点だけ連絡事項がございます。

明日から6月になります。宮古市議会の了解事項で6月1日から9月30日までは、クールビズとなっておりますので、明日から上着、ネクタイはなくてもいいこととなりますので、よろしく願います。

○

閉 会

○議長（前川昌登君） 皆さんから何もなければ、これで議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時07分 閉会

○

宮古市議会議長 前川昌登